

見 本

H30 行政法

第1 設問1 (1) Dの原告適格

1. 本件許可処分取消訴訟（行政事件訴訟法（以下行訴法という）3条2項）における原告適格性（9条1項）が認められるためには、Dの~~主張する利益~~が「法律上の利益を有する者」に該当する必要がある。

「法律上の利益を有する者」とは、^{当該処分により}自己の権利又は法律上保護された利益が侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるものという。そして、法律上保護された利益とは、当該処分を定めた行政法規外、不特定多数者の^{具体的利益を専ら}一般的公益の中に吸収解決されることがなく、それから帰属する何人かの個別的利益としても保護している趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も法律上保護された利益といえる。すなわち、処分の受益人以外の者である場合には、行訴法9条2項に基づいて判断する。

2. Dは墓地経営の利益を主張しているが、これは法律上保護された利益といえるか。

1) まず本件許可処分の根拠規定は法10条1項であるところ、かかる規定は墓地経営利益の^{また、条1項に2項も墓地経営の利益の2項に規定はなし}ついで何ら規定していない。次に、本件条例は法10条1項の許可要件や手続につき、少なくとも最低限度遵守しなければならない事項を具体的に定めたものである。そこで本件条例をみると、条例3条1項柱書は、墓地の経営者は原則として地方公共団体であるが、宗教法人（同項1）や墓地等の経営を目的とする公益社団法人等^{（同項2）}に例外的に墓地経営を認めている。（同条項ただし書）。またB市内に事務所を設置してから3年を経過していることを要件としている（同条2項）。これは墓地経営の安定化を図る目的だといえる。

更に条例9条1項は、墓地経営の許可に際し、書類の添付を要求しているところ。

5 「墓地又は火葬場の経営に係る資金計画書（5）」を要求している。この規定も墓地経営が安定しているかどうかをその目的とするものだといえる。

13 3 本、条例第3条3項は、墓地等の土地が墓地経営者が所有しており、所有権以

外、権利が設定されていないことを要求しているが、これも墓地経営が安定しているかどうかを目的としている。

以上より、法は、墓地経営の利益を一般的に保護しているといえる。

4 市としては、墓地経営の利益は、経済的利益に陸す個別的利益として保護しないと考える。 (2) 法10条1項、条例13条1項は距離無規定を設けている趣旨は、公益を図る

5 ~~あるべきこと~~。墓地濫立によって公益が害されることを防ぐ点にある。近隣に

6 墓地が^新建^{墓地}てば、^{墓地}経営不安定となり、^{墓地}侵害してしまわれる。このようにすると、

7 すると、~~100メートル以内~~の~~範囲内~~にある墓地経営の利益は、個人個人の個別的利益

8 としても保護される趣旨であるといえる。

9 ① 本問では、甲土地本件土地とDの事務所は、わずか300メートルしか離れてお

10 らず、このような近い距離に墓地が新しく建つとすると、Dの墓地経営の利益は

11 更に害される。

12 したがって、Dに原告適格を認めらる。

13 第2 設問1、Eの原告適格

14 1. Eに原告適格は認めらるか。他人の名義人ではないので、行政法9条2項に基づき 15 判断する。

16 2. Eは適切な生活環境及び衛生環境を享受する権利を主張する利益を主張 17 するか、かかる利益は法律上保護された利益といえるか。

18 ① 根拠法規の法10条1項は生活環境及び衛生環境について何ら規定していない。

19 法1条は、「公衆衛生その他公共の福祉の増進を図ることを目的」と

20 しているが、生活環境及び衛生環境に配慮している。

21 ② 条例6条は、墓地の設置につき、周辺住民の説明会を義務付けており、許可

22 の申請に添えて墓地^{周囲}の100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面を

23 提出することを求めている(条例9条2項(4))が、これは墓地の周辺住民に配慮した

したがって、法は生活環境や公衆衛生を一般的に保護する。

しか、障害福祉サービスを行う者にも生活環境や公衆衛生上の利益を認めない
と適切な障害福祉サービスを提供することが出来ない、^{また}一度生活環境等が侵害
されると^再事後的な回復は困難であること、^{また}入所者は当該施設で年中
生活することから反復継続して侵害を受ける、^{また}墓地等に近づけば近いほど、被害
が大きくなる^{ため}、この点からすると、墓地から100メートル以内^{の範囲}については、
適切な生活環境及び公衆衛生のもと障害福祉サービスを営む利益が個別的利益
として保護されると考へる。

第3 設問 (2)

二枚に亘りて B 節にては、本件墓地の経営許可を阻止するため、D 及び E が協力して

3

1 条例13条1項の趣旨は、市民の宗教的感情に配慮しつつ、公衆衛生その他公共の
2 福祉の見地から、距離制限を設けること。周辺住民等、生活環境、や公衆
3 衛生を適切に維持することにある。~~これは~~、かかる趣旨を没却する恣意な方法
4 は許されないと考える。

5 2、本問では、Dは自己が経営する墓地の経営悪化や廃業を免れるため、自身が所有
6 する土地に、隣接福祉サービスの事務所を移転させることで、申請に必要な距離制
7 限(条例13条1項)をみたさなくさせる意図を有していた。また同事務所の代表^EはDと
8 親族関係という~~近~~身内であった。よって、DとEは共謀して、本件申請に対するB市長
9 の許可処分を阻止し~~た~~おとしたと3、この一連の行為は、権利の濫用に該当^し。
10 ~~これは~~、法13条1項の趣旨たる周辺住民の生活環境の保護を没却するものといえる。
11 したがって、Eは条例13条1項の違反を主張することは、権利濫用に該当し許されない。

12 2、次に、Eは本件墓地の実質的な経営者はAではなく、Cであり、信義貸しに該当
13 するから、本件申請は条例3条に^{違反}違反し許されない旨主張する。
14 二これに対し、B市としては、本件墓地の経営者はあくまでAであり、条例3条1項(1)
15 に該当し、適法であると反論することから、

16 1、条例3条1項柱書は、墓地を経営することから生ずる者は、原則として地方公共団体としてあり、
17 例外的に宗教法人(同条1項1)や公益社団法人等(同項2)に経営を許可している。
18 かかる規定の趣旨は、墓地経営は公共性^{公益性}が高く、地方公共団体から特別に認め
19 者にのみ、地方公共団体に代わって墓地経営を許可する点にある。よってすれば、墓地
20 の経営主体としては、^{形式的な}宗教法人及び公益社団法人^(財団)に限るものであると考える。

21 2、本問では本件墓地の経営許可を申請しているのは、宗教法人Aである。しかし、かかる
22 申請の背景には、本件条例3条に^よ墓地の経営主体とならない株式会社CがAと
23 協力し申請したという事情がある。更に、Aは大規模な墓地の経営に乗り出したのは

財政的に困難なため、Cから用地買収や造営工事に必要な費用を一部ではなく、
全額が無利息で融資した。この様な事情からすれば、墓地の~~経営~~実質的な経営
者はAではなく、Cであり、条例3条1項の要件を満たすため、CはAから名義借~~貸~~し
を^{受けた}と~~いえる~~という。

以上より、墓地の実質的な経営者は株式会社Cであり、条例3条1項(1)、(2)の要件を
満た~~した~~ず、違法である。

3. では、Eは^{名義貸し}の違法事由を~~主張~~することは許されるか。

行政法10条1項は「自己の法律上の利益に^{事情}関係のない違法を理由として取消を求め
ることからできないことと規定する。よって、「自己の法律上の利益に^{事情}関係のない違法」とは、自己の
原告適格を基礎^{事情}が~~る~~に^{事情}関係しない違法事由をいうと解釈^〇。

本件では、Eが主張し得る違法事由としては、前述のとおり、名義貸しの違法事由がある。
この違法事由は、A及びCの違法事由であり、Eの原告適格を基礎^{事情}が~~る~~に^{事情}関係^〇無関係である。

よって、Eは名義貸しの違法事由を主張することは許されない。(行政法10条1項)

第4設問2.

1. Aは、周辺住民の反対運動が激しくなつたことを理由に、不許可処分をしたことは、
裁量権の逸脱・濫用(行政法30条)に違反すると主張することから、

① 市長は墓地の設置場所^性等(本件条例3条1項^性等)や墓地の構造設備^性基準
(14条1項ただし書)において「市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共
の福祉の見地から支障^いがない」と^いう要件基準を定めている。市長には墓地設置の
許可という専門性が要求される事項につき広い裁量権があるといえる。よって、判断の
基礎となる事実に重大な^因誤がある場合や社会通念上著しく妥当性を欠く場合は
裁量権の逸脱・濫用となると考える。〇

以上